

亀山市公告第49号

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）第2条の規定により、亀山市石水溪キャンプ場施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成30年7月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

（1）名称 亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設

位置 亀山市安坂山町1189番地2

棟数 6棟

延床面積 1棟8.28㎡（合計49.68㎡）

構造 木造1階建

収容定員 1棟5人

（2）名称 亀山市石水溪キャンプ場テント村

位置 亀山市安坂山町1178番地3

敷地面積 8,728㎡（屋内研修施設分含む。）

区画数 5ブロック

収容定員 50人

（3）名称 亀山市石水溪キャンプ場屋内研修施設

位置 亀山市安坂山町1178番地3

延床面積 361.87㎡

構造 鉄骨造1階建

研修室数 3室

収容定員 1室15人

2 施設の管理の基準

指定管理者は、亀山市石水溪キャンプ場施設指定管理業務仕様書に基づき適正に管理すること。

3 施設の管理の業務の範囲

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

5 亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 1 5 1 号）の規定による指定管理者の指定の申請期間

平成 3 0 年 7 月 1 0 日（火）から同年 8 月 3 1 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

6 公募要領及び仕様書の配布期間等

(1) 配布期間

平成 3 0 年 7 月 1 0 日（火）から同年 8 月 1 0 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配布場所

三重県亀山市関町木崎 9 1 9 番地 1

亀山市生活文化部地域観光課観光交流グループ

(3) 配布方法

直接配布又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。